

第 12 回幕別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成 24 年 6 月 28 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 09 分まで
- 2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室
- 3 出席委員（24 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志（遅参）
	3 番	齊藤	正孝
	4 番	山田	学
	6 番	小原	喜久雄
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男
- 4 欠席委員（1 名）

5 番	大道	健實
-----	----	----
- 5 議事日程
 - 1) 開会
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 諸般の報告
 - 4) 報告

第 1 号	平成 24 年度全国農業委員会会長大会について
第 2 号	農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 5) 議案

第 1 号	農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
第 2 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 4 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について

- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
第6号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主事補	川本 貴士

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しております、ただいまから第12回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますが異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。それでは、議事録署名委員に23番齊藤一男委員、24番谷内代理にお願いいたします。
議長	それでは、次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、5番大道委員より欠席する旨、2番香西委員より遅参する旨の届出がございましたので報告を申し上げます。以上であります。
議長	それでは次に、報告第1号「平成24年度全国農業委員会会長大会」につきましては、私の方から報告を申し上げます。 去る5月の31日、東京において、全国から約2,000名が参加を致しまして全国大会が開催されました。大会前には、4回目になるようですが耕作放棄地発生防止解消活動の表彰という、府県の関係であります、これらの表彰がありました。その後、第1号議案には持続可能な力強い農業の実現と農村の再生に向けた提案決議から、5号議案までの決議および運動計画が提案をされました。すべての議案が、満場一致で、決議決定をされました。また、全国選出国會議員要請では、これは北海道だけが計画をして実施をしているわけでありまして、T P P交渉参加方針の撤回と北海道農業の確立に向けた要望書の要請行動を行いました。これにつきましては、8項目の要望書を、それぞれの先生方をお願いをした次第であります。また前日の5月30日には、十勝農連だけがずっと続けている訳であります、北海道ならびに十勝選出の国會議員に向けての要請行動を十勝独自で実施を致しました。要請を致しました国會議員につきましては、石川代議士、浅野代議士、小川代議士、中野代議士、以上4名につきまして要請をいたしました。なお、詳しい内容につきましては、お手

議長	元にそれぞれ資料をお届けしておりますから、どうかご覧をいただきたいと思います。以上で、この関係についてのご報告といたします。 ただ今、私から報告を申しました、この関係について皆さん方から、この段階でご質問等があれば、頂戴をしたいと思いますのですがございませんか。 (発言なし) 議長 はい。それでは、ないようでありますので、報告の第1号を終わらせて頂きます。
議長 事務局 議長 議長	次に、報告の第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号の1番を説明いたします。 報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。報告第2号1番は、農地法5条転用に伴う解約でございます。書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で説明を終わります。 ただ今、報告第2号の1番が説明を終わりました。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑なしといたします。質疑がないようでありますから、報告第2号の1番は報告のとおり承認をされました。
議長 事務局 事務局 議長 議長	次に、報告、議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。事務局から議案の第1号1番から4番を説明をいたします。 【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】 議案第2号1番から3番につきましては、申請人が農家住宅の建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。 あつ失礼しました。議案第1号1番から3番に訂正いたします。 4番につきましては、更別村がカントリーパーク公園用地として利用するための除外を求めるものであります。除外の要件につきましては、すべて要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし) 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 1 番から 4 番までは、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案第 2 号の 1 番から 8 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番から 8 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添、農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページから 4 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては、4 月 18 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主はそれぞれ、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 1 番から 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 1 番から 8 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号 9 番、10 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 9 番、10 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます調査書 5 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては、今月 19 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の9番、10番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の11番、12番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号11番から12番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。
24番	この案件につきましては、今月19日に町公社が用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の11番、12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の11番、12番は原案のとおり決しました。
議長	次の議案ですが蛭原委員が議事参与になっておりますから議案終了まで退室をお願いいたします
	(16番蛭原委員退席)
議長	それでは、議案第2号の13番、14番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号13番、14番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た

たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。

15 番

この案件につきましては、本来、地区担当農業委員は蛭原委員でございますが、議事参与の関係上退席しておりますので、利用調整会議につきましても、私が代わりに地区担当委員をおこないましたので、私の方から説明します。本件は、今月 21 日に利用調整会議を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定につきまして、問題ないと思います。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 13 番、14 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 13 番、14 番は原案のとおり決しました。

(16 番蛭原委員着席)

議長

それでは次に議案第 2 号の 15 番、16 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 2 号 15 番、16 番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

はい。それでは地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

15 番

この案件につきましても、本来、地区担当農業委員は蛭原委員でございます。利用調整会議に私が代わりに、地区担当委員として出席しておりますので、私の方から説明申し上げます。本件は、今月 21 日に利用調整会議を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定につきまして問題ないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の15番、16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。議案第2号の15番、16番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の17番から20番まで、事務局より説明をいたします。
事務局	【議案第2号17番から20番について、議案書をもとに朗読】 (2番香西委員遅参)
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書9ページから10ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
16番	この案件につきましては、今月21日に利用調整を行った案件でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細については、事務局、説明のとおりでございます。
議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の17番から20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の17番から20番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の21番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号21番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書11ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
22番	この案件は、平成19年8月に町公社が利用調整を行った案件でございます。

譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、以上で説明を終わります。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の21番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第2号の21番は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第2号の22番について、説明をいたします。

事務局

【議案第2号22番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書11ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

8番

この案件については、平成20年12月に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第2号の22番は原案のとおり決しました。

議長

次に議案第2号の23番について、説明をいたします。

事務局

【議案第2号23番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書12ページに記載されておりますとおり、

	経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこない……失礼しました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
20 番	この案件につきましては、平成 24 年 3 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと考えております。なお、詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりでございますので、宜しくご審議のほど宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 23 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 23 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第 3 号の 1 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。なお、申請法人は、大樹町で農業生産法人として、登記されており今回、提出された書類等によりまして、事務局で農業生産法人の用件を確認しております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。
20 番	この案件につきましては、去る、6 月 21 日、向井委員、東口委員、事務局とで現地を確認をしております。周辺農地への影響はないと考えておりますので、なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 1 番について、原

案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の1番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号の2番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。この案件は、社会福祉法人■■■が、利用者の就労支援を目的として、農地を借り受けるものであります。借主は、社会福祉法人であるので農地法施行令第6条、農地の権利移動の不許可の例外に該当する事から許可要件は、すべて満たしていると考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。

11 番 この案件につきましては、6月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認して頂いております。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局、説明のとおりですので、宜しくをお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の2番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号の3番、4番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番から4番について、議案書をもとに朗読】

事務局 これらの案件は、別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。この2つの案件は、後継者が農業生産法人を立ち上げ、その法人へ農地を使用貸借するものであります。なお、農業生産法人の要件につきましては、提出書類等で確認をしており問題ないと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

14 番	この案件につきましては、後継者の農業生産法人設立に伴う使用賃借権の設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。宜しくお願いします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の3番、4番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の3番、4番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号5番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
22 番	この案件につきましては、後継者への生前一括贈与の所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号5番は原案のとおり決しました。
議長	次の案件につきましては、香西委員が議事参与になっていきますから、議事終了まで退席をお願いいたします。 (2 番香西委員退席)
議長	それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議

題といたします。事務局から議案第4号1番について、説明をいたします。

事務局

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この申請地は、倉庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。宜しくお願いいたします。

議長

はい。それでは、地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。

1 番

本来、地区担当委員は香西委員であります。議事参与に該当いたしましたことから、私の方からご説明いたします。この案件につきましては、去る、6月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。議案第4号1番は原案のとおり決しました。

(2番香西委員着席)

議長

それでは、議案第4号の2番について、説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この申請地は、倉庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る調査表に記載されているとおりでございます。宜しくお願いいたします。

議長

はい。それでは、地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。

17 番

この案件につきましては、去る、6月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いただいております。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局、説明どおりでございます。以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。

議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第４号の２番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第４号の２番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第５号の１番について、説明をいたします。
事務局	【議案第５号１番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この申請地は、砂利採取を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間１年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては、去る、６月 21 日に、石川委員、杉本委員、事務局とで現地をご確認して頂いております。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、宜しくお願いします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	採決をいたします。議案第５号の１番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第５号の１番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第５号の２番について、説明をいたします。
事務局	【議案第５号２番について、議案書をもとに朗読】

事務局	この申請地は、砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。
12 番	この案件につきましては、去る、6月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、どうぞ宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑をおこないます。質問ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の2番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第5号の2番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第5号の3番について、説明をいたします。
事務局	【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】
事務局	議案第5号3番の申請地は、一般住宅の建設に伴う転用でございます。なお、農地区分は第3種農地であります。第3種農地の区分要件の公共、公益施設が整備された区域であるので原則許可となります。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
16 番	この案件につきましては、今月6月21日、向井委員、東口委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については、事務局、説明のとおりでございます。どうぞ、宜しくお願いします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の3番について、原

	案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。議案第3号の、もとえ、議案第5号の3番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第6号「現況証明について」を、議題といたします。議案の第6号1番について、説明をいたします。
事務局	【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
19 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、6月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地の確認を頂きました。農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。なお、詳細につきましては、事務局に、説明のとおりでございます。宜しく願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第6号の1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第6号の2番、3番について、説明をいたします。
事務局	【議案第6号2番、3番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。
22 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、6月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認して頂き農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しく願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)

議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号の2番、3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第6号の2番、3番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第6号の4番について、説明をいたします。
事務局	【議案第6号4番について、議案書をもとに朗読】
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。
24 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、6月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認して頂き農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりですので、宜しくをお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号の5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第6号の5番は原案の・・・ (議案第6号4番と指摘あり)
議長	順序を間違えました。議案第6号の4番であります。4番については、ただいま異議なしという事でありますので、原案のとおり決しました。 (次に・・・5番やったね。 今度、5番。はい。今度、5番です。 5番、説明やった。 いや、やってない。)
議長	それでは、次に、議案第6号の5番について、説明をいたします。
事務局	【議案第6号5番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。
13 番	この案件につきましては、地目変更を求めるものでございます。去る、6月21日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認し、農地・採草放牧地以外

	ということを確認いただいております。宜しく願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 6 号の 5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 6 号の 5 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 6 号の 6 番、7 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 6 号 6 番、7 番について、議案書をもとに朗読】
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からのご報告をお願いいたします。
8 番	この案件、この 2 件の案件につきましては、現況地目の確認、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、6 月 21 日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので宜しく願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑おこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。それでは採決をいたします。議案第 6 号の 6 番、7 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 6 号の 6 番、7 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 6 号の 8 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 6 号 8 番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の、もとえ、地区担当委員からのご報告をお願いいたします。
14 番	この案件につきましては、地目変更登記および現況地目確認を目的に証明を求めるものでございます。去る、6 月 21 日、石川委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いただき農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。

	す。なお、詳細については、事務局、説明のとおりでございます。宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号の8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第6号の8番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第6号の9番、10番について、説明をいたします。
事務局	【議案第6号9番、10番について、議案書をもとに朗読】
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からのご報告をお願いいたします。
16 番	この案件は、地目変更登記を目的に証明するものです。求めるものです。去る、6月21日、向井委員、東口委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで確認をして頂きました。なお、詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号の9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第6号の9番、10番は原案のとおり決しました。
議長	案件は以上ですべて終了いたしました。これをもって、第12回農業委員会総会を閉会いたします。